「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例施行規則」の一部改正の概要

1 趣旨

「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例」の一部改正に伴い、当該条例に必要な事項を定めるため、「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例施行規則」を一部改正します。

2 改正後の規則の概要

改正項目	規則	改正の概要
売上高の額等	第5条	◇条例第2条第6号「基準売上高事業者」の新設に伴い、売上 高の額等について規定します。
先端技術工場について	第9条	 ◇条例第2条第11号「先端技術工場」の施設の要件を見直します。 ・新たに設置する事業所又は横浜市内に既に設置されている事業所に研究所を併設しており、かつ当該工場が当該研究所において行う研究開発の成果を反映するものであること。 ・市長が定める機能等を有すること。 ・工場の用に供する部分と研究所の用に供する部分(以下「総対象部分」と総称する。)が物理的に区分され、かつ、次に掲げる部門及び従業者をいずれも有すること。 ア 専ら商品等の生産を行う部門及びその専従者イ 専ら研究開発を行う部門及びその専従者・総対象部分の床面積に対する当該工場又は当該研究所の用に供する部分の床面積の割合が、いずれも100分の10以上となること。
賃貸研究所の基準	第10条第1項	◆条例第2条第12号「賃貸研究所」に定める施設の基準を規定します。 ・研究所として賃貸する部分の床面積が賃貸研究所として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上であること。 ・賃貸研究所として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上において、積載荷重が1平方メートルにつき4,905ニュートン以上であること。 ・賃貸研究所として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上において、床の上面から直上の天井面までの高さ(当該施設を賃借する者(以下「賃借人」という。)が整備した部分別区分のうち床仕上及び天井仕上に係る部分を除く。)が3メートル以上であること。 ・当該施設を研究所の用に供するための設備で市長が定めるものを備え、又は当該設備を賃借人が設置できる構造を有すること。 ・当該施設に整備される、人又は人および物を運搬する昇降機並びに物を運搬するための昇降機でかご(人又は物を乗せ昇降する部分をいう。)の横幅及び奥行、並びに天井の高さの合計が8メートル以上、且つ積載荷重が1平方メートルにつき19,620ニュートン以上であること。
改修型賃貸研究所の基準	第10条 第2項	◇条例第2条第13号「改修型賃貸研究所」に定める施設の基準を規定します。 ・当該施設の床の積載荷重が1平方メートルにつき4,905 ニ

		ュートン以上であること。 ・当該施設の床の上面から直上の天井面までの高さ(賃借人が整備した部分別区分のうち床仕上及び天井仕上に係る部分を除く。)が3メートル以上であること。 ・当該施設を研究所の用に供するための設備で市長が定めるものを備え、又は当該設備を賃借人が設置できる構造を有すること。
企業立地等から除外する 行為	第11条 第2項	◇中小企業者又は大企業者が、国及び本市以外の地方公共団体の事業の用に供する施設の整備事業に伴い家屋を整備する行為を規定します。
固定資産賃借型企業立地の対象地域の拡大	第13条	◇鶴見東部工業地域、鶴見西部・港北東部工業地域、内陸南部工業地域、旭・瀬谷工業地域、港北中部工業地域、内陸北部工業地域及び企業立地等促進特定地域以外の市域における固定資産賃借型企業立地における研究開発部門に属する従業者数の人数要件を規定します。
「30 人型固定資産賃借 企業立地等」の従業者数 要件	第13条第3項	◇条例第2条第17号カ「30人型固定資産賃借企業立地等」の 新設に伴い、従業者数の人数要件を規定します。
固定資産賃借事業者から 除くもの	第13条 第4項 第1号	◇条例第2条第17号ア(キ)の支援対象となった事業所において、当該事業者が本社等を設置する行為を除く規定を削除します。
投下資本額から控除する 費用	第14条	◇条例第2条第18号の規定により、民有地の土地の取得費を除くため、「土地」を削除します。 ◇国の補助金、奨励金その他これらに類するもののうち、脱炭素社会の実現に資するものとして市長が定めるものの交付対象が、当該企業立地事業計画により取得する固定資産と同の場合、当該補助金の額を控除することを規定します。
みなとみらい21地域に おける市民税の法人税割 額の免除期間の延長につ いて	第 26 条	◇条例第 16 条第 2 項で規定するみなとみらい 21 地域における市民税の法人税割額の免除期間が延長される場合の要件を規定します。 ・固定資産賃借事業者が、条例第 16 条第 1 項に規定する対象期間の全期間にわたり、支援措置の対象となった家屋の電力を、100 パーセントの再生可能エネルギーにより、事業を行っていることを市長が認めること。
重点脱炭素分野の設定	第 29 条	条例別表第5「重点脱炭素分野」の新設に伴い、特に横浜市における脱炭素関連産業の集積により経済活性化に資するものとして市長が指定する分野として規定します。

【備考】

- ◇規則の改正案については、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正や見直しを 行う場合があります。
- ◇改正条例及び規則は、令和6年4月1日施行を予定しております。

【お問い合わせ先】

横浜市経済局誘致推進部企業誘致·立地課 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

電話:045-671-2594 FAX:045-664-4867